

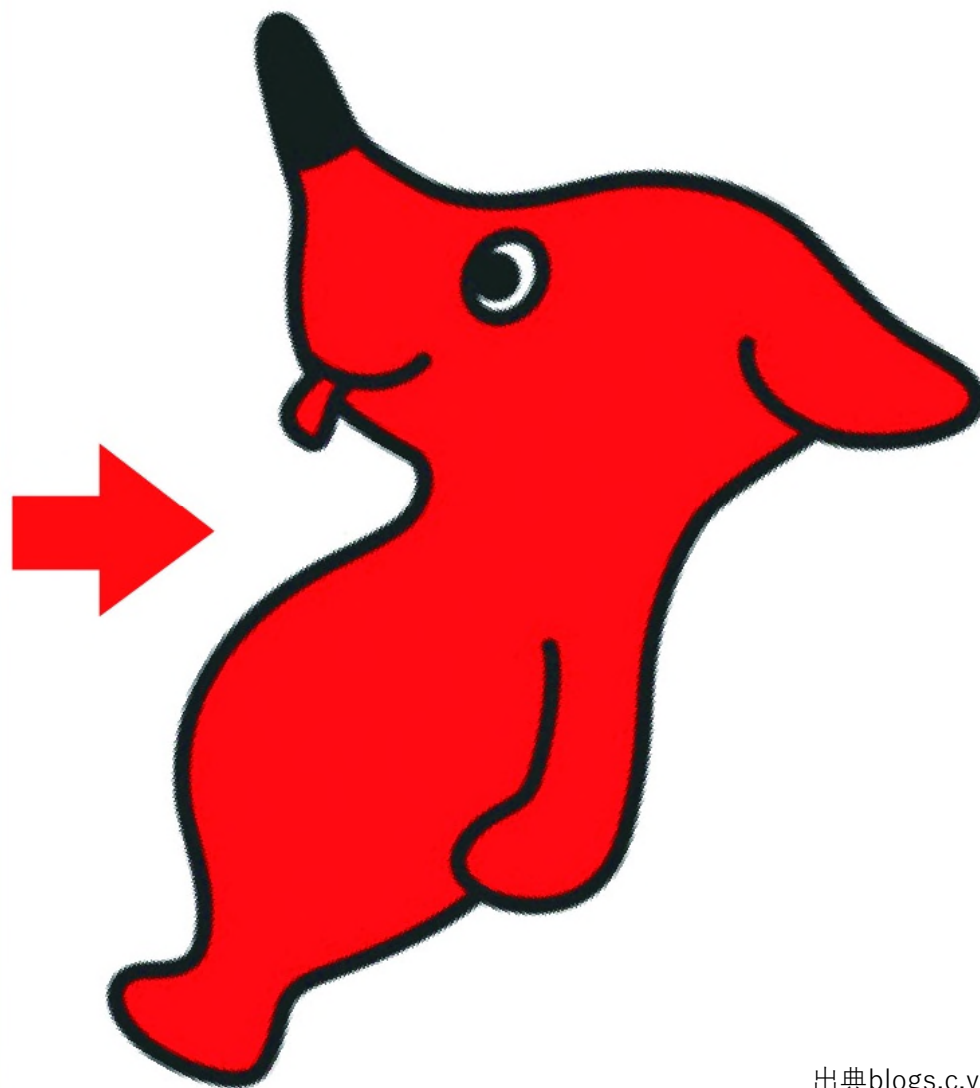
千葉県における 「広域ネットワーク」の取り組み

千葉県生活困窮者自立支援実務者ネットワーク 会長
いちほら生活相談サポートセンター センター長
大戸優子

千葉県概況

- 面積 5,157.61km²
- 市町村数 54市町村 [政令市1,中核市2,市34,郡6(町16,村1)]

- 人口 6,266,592人／2,718,739世帯 (H30.6.1現在)
- 人口割合 年少人口12.4%,生産人口61.6%,老年人口26.0% (H29.4.1現在)
- 単親世帯 222,830世帯 (H27.10.1現在)
- 手帳所持 265,722人 (H29.3.31現在)
[身体177,918人,知的40,219人,精神47,585人]
- 外国人 121,715人 (H30.6.1現在)
- 生活保護受給者 83,091人／63,066世帯 保護率13.4% (H27年度平均)

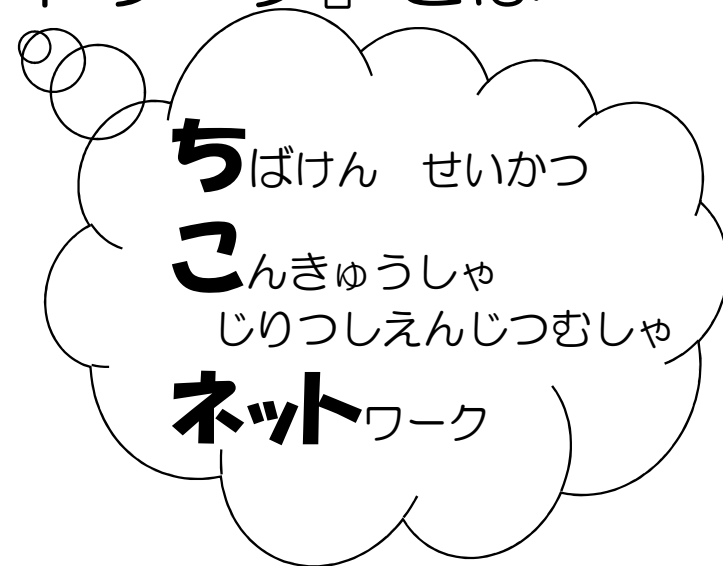


『千葉県生活困窮者自立支援実務者ネットワーク』とは

- 設 立 平成28年10月26日
- 会員数 115名 (H30.6.25現在)
- 会 員 千葉県内の本制度の従事者が中心
その他、本制度に関わる実務者
(行政職員、関係機関の職員、弁護士など)

■設立趣旨

本制度の理念の実現に向け、支援者を支えるしくみを作りたい。
実務者が孤立せずいきいきと業務に取り組めるようにするとともに
生活困窮者へのより良い支援と地域づくりに繋げたい。



設立の経緯

■平成26年度

- ・ H27.3 自治体と自立相談支援機関となる事業所を対象に、千葉県、千葉県社会福祉協議会、千葉県中核地域生活支援センター連絡協議会（県独自の福祉総合相談事業）が共催で従事者養成研修を開催。

（この時点で、後にネットワークの事務局となる一般社団法人ひと・くらしサポートネットが協力している）

■平成27年度

- ・ H27.4 生活困窮者自立支援法施行。
- ・ 国研修が開催されるが受講人数が限定されており、千葉県は三職種各10名程度の受講枠。
- ・ 早くも自治体によって対応の差が表れる。他事業所と情報交換がしたいとの声上がり、地域によっては近隣自治体で勉強会開催。
- ・ H28.1 のちに初代運営委員となるコアメンバーの懇親会を開催。意見集約の結果、県内ネットワークの立ち上げに向け動くことに。
- ・ H28.3 「千葉県生活困窮者自立支援ネットワーク準備会」を発足。千葉県にも参画を依頼。
- ・ 前年度同様に県レベルの従事者養成研修開催。準備会メンバーが講師など協力。

■平成28年度

- ・ H28.4~6 準備会を重ね、県内の従事者が一堂に会せる催事を企画。
- ・ H28.6 千葉県，(一社)社会的包摂サポートセンター，(一社)ひと・くらしサポートネットちば，ネットワーク準備会の共催で『千葉県生活困窮者支援実務者ミーティング～千葉から始めよう～』を開催。100名を超える参加があり、アンケートの結果から組織化の賛同を得られる。
- ・ H28.7~9 準備会を重ね、組織体制や会則等を整える。
- ・ H28.10 『千葉県生活困窮者自立支援実務者ネットワーク』設立。

名称への思い＝“実務者”の集まりにしたかった

ネットワークがあって良かったこと

1. 支援者を支える場や仕組みができたこと
⇒ 支援者どうしの共感・支援ノウハウの共有・支援スキルの担保が可能
 - ・ 実務者ミーティングや研修の開催
 - ・ 課題に応じた部会の設置
 - ・ 日常的な情報交換
2. 広域での他団体との協働がしやすい
⇒ 有効で重層的なネットワークの構築を展望できる
 - ・ 千葉県すまいづくり協議会（居住支援協議会）委員
 - ・ NPO法人ちばこどもおうえんだん 理事
 - ・ NPO法人ユニバーサル就労ネットワークちば 理事 など

都道府県の関わり（課題）

■都道府県が担ってくれるとうまくいくこと

⇒実務者が力を発揮できる仕掛け

- ・人材育成の主体
- ・住居や教育など他分野との連携の主導
- ・各自治体への周知（一斉メールなどの活用）
- ・情報提供と解説、意見の取りまとめ
（実務レポートの作成、国との意見交換会の設定）
- ・事務局的功能
一自立相談支援機関が担当するには負担が大きい
都道府県や都道府県社協、広域団体等の関与

ご清聴ありがとうございました。

【添付資料】

1. 千葉県社会福祉士会広報誌『点と線』91号
2. 千葉県生活困窮者自立支援実務者ネットワーク 会則

【事務局】 千葉県生活困窮者自立支援実務者ネットワーク 事務局
(一般社団法人ひと・くらしサポートネットちば内)

Email : hitosapo@jeans.ocn.ne.jp

【勤務先】 いちはら生活相談サポートセンター

TEL : 0436-37-3400 Email : ichihara.sapo@zb.wakwak.com

千葉県生活困窮者自立支援実務者ネットワーク 会則

(名称)

第1条 この組織の名称は、千葉県生活困窮者自立支援実務者ネットワーク（以下「本会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本会は、千葉県内の生活困窮者自立支援事業に携わるものが、情報の交換及び研修等を行うことを通じて、同事業の健全な運営を図ることにより、困難や生きづらさを抱えている人とその家族等の尊厳を守り、地域福祉の向上と増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 会員相互の連絡・交流・情報交換。
- (2) 研修会及び研究会の開催。
- (3) 生活困窮者の自立支援に関わる諸問題の検討、調査及び研究、提言等。
- (4) 関係諸機関・団体との連絡調整・提携。
- (5) その他、連絡協議会の目的達成に必要な事業。

(会員)

第4条 本会の会員は、以下の各号に該当する個人または事業所とする。

- (1) 千葉県内の生活困窮者自立支援事業に従事するもの。
 - (2) 千葉県内の生活困窮者自立支援事業に関わるもの。
 - (3) 上記以外のもので、本会の目的に賛同し、運営委員会の許可を得たもの。
- 2 入会を希望するものは、所定の様式により会長に申し出ることとする。
- 3 退会を希望するものは、運営委員会に申し出ることとする。また、運営委員会は、会員が1年以上会費を滞納したときは、その会員を退会させることができる。
- 4 連絡協議会の事業を円滑に推進するため、会員は、会費を負担する。
- 5 会費は、次のとおり定める。
- | | | |
|-------|----|---------------------|
| 個人会員 | 年額 | 2,000円 |
| 事業所会員 | 年額 | 2,000円×会員として登録する人の数 |
- 6 事業所会員は、年度途中で人員の変更があった場合、同じ人数の範囲で登録者の変更をすることができる。
- 7 個人会員の議決権は1人1票とし、事業所会員の議決権は会員登録人数（会費納入人数）と同数とする。

(役員)

第5条 本会には、次の役員を置く

| | |
|------|-----|
| 会長 | 1名 |
| 副会長 | 2名 |
| 運営委員 | 若干名 |

専門部会長 若干名
監事 2名以内

- 2 会長、監事は総会で選出する。
- 3 副会長は、会長の指名によるものとする。
- 4 運営委員は、会長の推薦に基づき、総会で承認するものとする。
- 5 専門部会長は、部会員の互選により選出する。また、運営委員が兼務することもできる。

(役員の任務)

第6条 会長は本会を代表し、会を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 3 運営委員は、会の運営をする。
- 4 専門部会長は、専門領域を分掌する。
- 5 監事は、会の事業及び会計を監査する。

(役員の任期)

第7条 本会の役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠として就任する役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第8条 本会の会議は、総会、運営委員会、専門部会とする。

(総会)

第9条 総会は、会長が招集し、原則として年1回開催する。また、必要あるときは、臨時で開催することができる。

- 2 総会は、会員の過半数の出席で成立し、出席会員の過半数をもって決するものとする。委任状は出席と見なす。
- 3 総会の議長及び副議長は、出席会員の中から選出する。
- 4 総会は、以下の事項を審議する。
 - (1) 事業報告ならびに収支決算
 - (2) 事業計画ならびに収支予算
 - (3) 会則の変更
 - (4) 会費の額
 - (5) 役員の選任ならびに承認
 - (6) その他、総会の議決を必要と認められる事項

(運営委員会)

第10条 運営委員会は、会長が招集し、議長は会長が務める。

- 2 運営委員会は、役員 $\frac{3}{2}$ の出席で成立し、議決は出席者の過半数の同意を得なければならぬ。委任は出席と見なす。
- 3 運営委員会は、総会に提出するべき議案等を審議する。
- 4 その他、総会の議決を要しない会務の執行等を審議する。

(専門部会)

第11条 専門部会は、必要に応じて会長が設置し、部会長が招集する。

2 各専門部会に、若干名の世話人を置くことができる。

(会計)

第12条 本会の経費は、会費、参加費、寄付金、その他の収入をもって充てる。

2 本会の会計年度は、4月1日から3月31日までとする。

(事務局)

第13条 本会の事務局は、一般社団法人ひと・くらしサポートネットちばに置く。

2 本会の事務局は若干名とし、運営委員の中から選出されるものとする。

3 事務局のうち、互選により1名を事務局長とする。

(付則)

1 この会則は、平成28年10月26日より施行する。

2 本会の設立当初の役員の任期は、この会則の定めにかかわらず、平成29年3月31日以降の最初の総会までとする。

いちばら生活相談サポート

センター

大戸 優子

(おとおと ゆうこ)



ネットワークのその先へ

「大戸さん、ネットワークをテーマに『点と線』に原稿を書いてみませんか？」ある会合が終わった時、参加していたメンバーの一人からそう声をかけられました。その会合とは『千葉県生活困窮者自立支援ネットワーク準備会』まさに、生活困窮者支援に関わる支援者のネットワ

ークをこれから形作ろうとしている会合でした。そのようなタイミングでのお話に、一瞬逡巡したものの良い機会と思い書いてみることにしました。

私は、市原市から委託を受けた自立相談支援機関の職員として働いています。(生活困窮者自立支援制度の説明については本誌バックナンバーでも特集されていきましたので割愛します。個人的には八九号の対談を興味深く読ませていただきました。)

相談者お一人おひとりの課題に向き合い、解決に向けて支援を展開するうえで自立相談支援機関が単体でできることは限られています。当然、様々な機関や人・団体との連携・協力はなくてはならないものですし、個別対応だけでなく地域づくりにあつては尚更です。相談支援の仕事をするうえでネットワークが肝と言っても過言ではないと思っています。

ところで、ネットワークという言葉は非常によく使われますが、その実態は何でしょうか？漠然としていますよね。なんでもかんでもネットワークと言ってしまうと話が進まなくなったりお茶を濁したりということはありませんか？「ネットワークってそもそもなに？説明して」と言われたらどう説明しますか？職場で問うてみたら様々な答えが返ってきました。

自立相談支援事業従事者養成研修テキストによると「生活困窮者支援におけるネットワークとは、関係者のつながりによる連携、協働、参画、連帯のための状態および機能のことである」とあります。そうか、状態でもあり機能でもあるので話がややこしくなるのかと納得。更に「状態を維持するためには、何らかの機能がそこに伴うことが不可欠です」とありました。なるほど、形だけ作っても続かないよということですね。

さて、この一年仕事をしてきて渴望したもの、それは県内の同じ自立相談支援機関の方たちとのつながりでした。新たな事業に取り組む中での悩みや苦勞を吐き出し、支援ノウハウの共有や共同での人材育成ができる場やつながりが欲しくて欲しくてたまりませんでした。要するに、支援者を支援するためのネットワークです。

そして、ないなら作ってしまおうと同様の想いを持つ方たちに呼びかけをし準備を進めているところなのです。

私は、ネットワークの目的は「多様性に応えること、可能性を拓けることを促進すること」だと思います。支援者ネットワークを機能させることで、その先にそれぞれの現場でのよりよい支援が見いだせる、そう思っています。